

業 務 名	令和3年度富谷市都市計画総括図修正業務 仕様書		
金 額	一金 円也 (内消費税額 円)		
仕 様 概 要	1/10,000都市計画総括図修正 用途地域一部修正(成田南地区 6.3ha、高屋敷西地区 34.3ha) 一式 ネガ製版作成(7色) 一式 都市計画総括図印刷(1面) 200枚 既存システムへのデータセットアップ 一式		
項 目	名 称	金 額	摘 要
直 接 費			
諸 経 費			
合 計			
改 入			
消 費 税	%		
総 合 計			

内 訳 書

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	備考
1. 1/10,000都市計画総括図修正								
用途地域一部修正 (成田南地区 6.3ha、高屋敷西地区 34.3ha)				業務	1			第1号単価表
ネガ製版作成(7色)				業務	1			第2号単価表
都市計画総括図印刷(1面)				枚	200.0			第3号単価表
PasCAL for LGWANへのデータセットアップ				業務	1			第4号単価表
富谷・黒川地区わがまちマップへのデータセットアップ				業務	1			第5号単価表
2. 打合せ協議								
打合せ協議				業務	1			第6号単価表
小 計								
間接測量費								
諸経費				式	1			
業務価格				式	1			
改 め				式	1			
消費税相当額				%	10.0			
測量業務費				式	1			

令和3年度富谷市都市計画総括図修正業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、発注者 富谷市（以下「甲」という。）が実施する「令和3年度富谷市都市計画総括図修正業務」（以下「本業務」という。）について、受注者（以下「乙」という。）が必要な事項を定めるものとする。

第2条 目的

本業務は、市民等への頒布や他部署等で運用されることを認識し、精度の維持および都市計画総括図の修正を目的とする。

第3条 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠すること。

- (1) 測量法
- (2) 都市計画法
- (3) 富谷市公共測量作業規程
- (4) その他関係法令及び諸規則等

第4条 打合せ

本業務における打合せは、「業務着手時」と「中間時」、「成果品納入時」の3回を標準とするが、業務を適正かつ円滑に実施するため、甲・乙が常に密接な連絡を取り速やかに協議を行い、その都度乙が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

第5条 配置技術者

主任技術者は、測量法第49条により登録された測量士の資格保有者で、過去5年以内に地方公共団体発注による都市計画総括図の履行実績のある、業務に精通した十分な技術と経験を有するものを選任しなければならない。

第6条 業務計画書

乙は、本業務における業務計画書を初回協議後速やかに提出し、承諾を得なければならない。業務計画書は、契約図書に基づき次の項目等を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程及び工程毎の責任者
- (4) 業務作業内容及び業務作業計画図
- (5) 業務組織計画
- (6) 打合せ計画書
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準、機器

(9) その他

乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、変更する理由を明確にしたうえで、その都度甲に変更業務計画書を提出しなければならない。

第7条 貸与品および支給品

乙は、貸与品および支給品について、その受払状況を記録した帳簿を備え、常にその管理状況を明らかにするとともに損傷及び紛失等がないように、取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。本業務の実施にあたり、次に示す資料を甲は乙に貸与する。また、本業務完了後は甲へ速やかに返納しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 都市計画基本図 DM データファイル | 1 式 |
| (2) 都市情報システムデータファイル(shape 形式) | 1 式 |
| (3) その他業務に必要な資料 | 1 式 |

第8条 疑義

乙は、業務実施にあたり仕様書等に疑義が生じたときは、甲の指示を受けなければならない。

第9条 著作権の帰属

本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は許可なく使用、流用等してはならない。

第10条 情報セキュリティポリシーの遵守

乙は、業務実施にあたり、情報セキュリティポリシーを遵守し、かつ維持管理体制を確立するため、下記の事項を満たすものとする。

- (1) データの授受は、総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）の利用、若しくは暗号化付 HDD 等によるハンドキャリアによって、安全に配慮した作業を基本とする。
- (2) 公的外部機関からの認証取得として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を宮城県内作業拠点にて認証取得しているものとし、甲へ証明書の控えを提出すること。

第11条 履行期限

本業務は令和4年1月31日とする。

第2章 都市計画総括図印刷業務

第12条 作業概要

都市計画総括図（地図情報レベル10,000）を200枚印刷すること。

第13条 用途地域一部修正（成田南地区、高屋敷西地区）

都市計画決定になった下記の用途地域を一部修正し、作業用データを整備すること。

<修正内容>

- ・成田南地区 A=6.3ha、高屋敷西地区 A=34.3ha

第14条 都市計画総括図（地図情報レベル10,000）印刷

上記の作図用データをCTP製版（ネガ製版作成）し、オフセット印刷を行うこと。

用紙種類 : 上質紙

用紙規格 : A0判

印刷色 : 7色

印刷枚数 : 200枚

第3章 都市計画用途図（S=1/10,000）データ作成

第15条 作業内容

成田南地区、高屋敷西地区の用途地域変更に伴い、都市計画用途地域データを作成し、既存の都市計画管理システム（PasCAL for LGWAN）及び住民公開型GIS（富谷・黒川地区わがまちマップ）にデータセットアップすること。

第16条 都市情報システムデータ作成

都市計画決定になった下記の用途地域データを作成し、既存の都市計画情報データに追加する作業を行うこと。

<修正内容>

・成田南地区 A=6.3ha、高屋敷西地区 A=34.3ha

第17条 既存システムへのセットアップ

作成した都市情報システムデータについて、都市計画管理システム（PasCAL for LGWAN）及び住民公開型GIS（富谷・黒川地区わがまちマップ）にセットアップを行なうものとする。なお、都市情報システムデータは、都市計画用途図が更新されることにより、都市計画決定した内容と相違が無いよう点検を行うこととし、両システムの運用に支障をきたさないようにする。

なお、点検方法については、両システムの運用・管理している業者へ依頼しデータチェックを受け、都市計画管理システム（PasCAL for LGWAN）及び住民公開型GIS（富谷・黒川地区わがまちマップ）にセットアップされた状態で、監督員の最終チェックを受けるものとする。

第4章 成果品作成

第18条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 都市計画図総括図（地図情報レベル10,000）印刷 | 200枚 |
| (2) 都市計画用途図データ（システム用） | 1式 |

第19条 成果品の瑕疵

- (1) 本業務の成果品は、都市計画管理システム（PasCAL for LGWAN）及び住民公開型GIS（富谷・黒川地区わがまちマップ）での円滑な運用を前提としており、甲及びシステム運用業者によるデータ検証及び運用テストを受けなければならない。

- (2) データ検証及び運用テストの結果、乙による明瞭なデータ不備等によるシステム障害が発生した場合は、乙の責任において直ちにデータの修正を行うものとする。
- (3) データ検証及び運用テストに係る費用については、全て乙の負担とする。

